

秘

國家行政組織法の一節を改正する法律案

第二十七條の次に次の別表を加える。

(別表)

運輸省	通商産業省	農林省	厚生省	文部省	大蔵省	外務省	法務府	総理府	府、省又は本部	委員会
船員労働委員会						証券取引委員会	中央更生保護委員会	司法試験管理委員会	公正取引委員会	統計委員会
海上保安廳	中小企業技術許認廳	特許工業資源廳	水産廳	林野廳	食糧廳	印刷新廳	造幣廳	國稅廳	行政廳	特別行政廳
船舶公團	貿易公團	配炭公團	肥料公團	飼料公團	食糧公團	油糧公團	酒類公團	配給公團	賠償廳	官廳

府、省又は本部	委員会	廳	公團
郵政省			
電氣通信省			
府、省又は本部	委員会	廳	公團
労働省	中央労働委員会 公共企業体仲裁委員会 國有鐵道中央調停委員会 專賣公社中央調停委員會 國有鐵道地方調停委員會 專賣公社地方調停委員會	航空保安廳	
建設省			
經濟安定本部	外資委員會		
經濟調查廳	物價稽勵 價格調整公團		

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

理由

國家行政組織法に各行政機關及び公團の別表を附加するため、國家行政組織法の一部を改正する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。